

## ◇光市提供サービス

令和6年9月1日現在

- ・サービスを利用する際には、各サービスの利用条件を満たす必要があります。  
詳細は、担当課にお問い合わせください。

番号	行政サービス名	内容	受領証等の提示		担当課	備考
			必要	不要	連絡先	
1	市営住宅入居申込み	市営住宅への入居申込みができる	◎		建築住宅課（住宅係） 0833-72-1566	
2	税金等の納付書の再発行	パートナーの市税に関する納付書の再発行ができる		○	収納対策課（収納係） 0833-72-1447	
3	納税に関する相談	パートナーの市税の納付に関する相談ができる		○	収納対策課（収納係） 0833-72-1447	
4	市税の口座振替に関する届け出	パートナーを口座名義人とする口座振替の受付		○	収納対策課（収納係） 0833-72-1447	
5	市税の還付金の受け取りに関する届け出	パートナーを受取人とする還付金の申請受付		○	収納対策課（収納係） 0833-72-1447	
6	納税証明書の発行申請	パートナーを代理人とした納税証明書の交付		○	収納対策課（収納係） 0833-72-1447	
7	母子手帳の交付申請	パートナーが、妊娠の届出及び母子健康手帳の受領ができる		○	こども家庭課（母子保健係） 0833-74-1108	委任状が必要、その後妊婦との面談が必須
8	妊娠届の届け出	妊娠届について、パートナーが代理で届出できる		○	こども家庭課（母子保健係） 0833-74-1108	
9	低出生体重児の届出	パートナーによる代理届出		○	こども家庭課（母子保健係） 0833-74-1108	
10	育児相談	パートナーと一緒に妊娠・出産・子育てについての相談ができる		○	こども家庭課（母子保健係） 0833-74-1108	
11	妊婦健診・妊婦歯科健診	パートナーと一緒に妊婦の健康や胎児の発育を確認		○	こども家庭課（母子保健係） 0833-74-1108	
12	産婦健診	出産後間もないお母さんのからだところの健康状態の確認		○	こども家庭課（母子保健係） 0833-74-1108	
13	産後ケア事業	産後間もない母子に助産師等による心身のケアや育児サポート		○	こども家庭課（母子保健係） 0833-74-1108	
14	産前・産後サポート事業	妊娠中又は出産後間もないため、心身がすぐれないお母さんの家事や育児の一部を支援		○	こども家庭課（母子保健係） 0833-74-1108	
15	出産・子育て応援給付金の申請	給付手続きについて、パートナーが代理申請できる		○	こども家庭課（母子保健係） 0833-74-1108	
16	乳児全戸家庭訪問（赤ちゃん訪問）	生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭への訪問		○	こども家庭課（母子保健係） 0833-74-1108	
17	パパママスクール	パートナーと一緒に丈夫で元気な赤ちゃんを産み、育てるため、母体の変化や育児について学習ができる		○	こども家庭課（母子保健係） 0833-74-1108	
18	育児学級	パートナーと一緒に身体計測・育児相談ができる		○	こども家庭課（母子保健係） 0833-74-1108	
19	離乳食学級	パートナーと一緒に離乳食の始め方や進め方、作り方のポイントを学習できる		○	健康増進課（庶務予防係） 0833-74-3007	
20	風しん予防接種費用の一部助成申請	風しんの抗体価が低い方の予防接種費用の一部を助成	◎		健康増進課（庶務予防係） 0833-74-3007	妊娠を希望する女性、妊娠中の方の配偶者（事実婚含む）または同居者が対象。
21	プラス葉酸☆人生最初の1,000日応援事業（葉酸サプリメントの配布）	将来妊娠を希望する者（妊婦等対象者に限る。）又は妊婦に葉酸サプリメントの配布並びに健康食生活チェックを実施。代理受取ができる	◎		健康増進課（庶務予防係） 0833-74-3007	
22	要介護認定の申請	介護保険法に基づく要介護・要支援認定申請の代理申請		○	高齢者支援課（介護保険係） 0833-74-3003	
23	後期高齢者医療制度関係手続きの申請	後期高齢者医療制度関係手続きについて、パートナーが代理申請できる		○	市民課（年金・高齢者医療係） 0833-72-1428	申立書や本人の保険証等の預かりがあれば申請可能
24	介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出	介護ケアマネジメントの手続きについて、パートナーが届出を代行できる		○	高齢者支援課（介護保険係） 0833-74-3003	
25	介護保険被保険者証等の再交付申請	介護保険被保険者証等の再交付申請について、パートナーが代理申請できる		○	高齢者支援課（介護保険係） 0833-74-3003	
26	高齢者バス・タクシー運賃助成事業の申請	パートナーによる代理申請ができる		○	公共交通政策課（公共交通政策係） 0833-72-1420	
27	光市介護用品給付事業	紙おむつ等の介護用品を支給。 ※申請される際は事前相談が必要。		○	高齢者支援課（高齢福祉係） 0833-74-3012	
28	高齢者訪問理美容助成事業	パートナーによる代理申請ができる		○	高齢者支援課（高齢福祉係） 0833-74-3012	
29	光市緊急通報装置設置等事業	虚弱なひとり暮らしの高齢者、重度心身障害者等の在宅生活における不安の軽減及び安全の確保を図るため、緊急通報用端末機を設置し、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることができるシステム。		○	高齢者支援課（高齢福祉係） 0833-74-3012	
30	寝具類洗濯乾燥消毒サービス利用申請	パートナーによる代理申請ができる		○	高齢者支援課（高齢福祉係） 0833-74-3012	

番号	行政サービス名	内容	受領証等の提示		担当課	備考
			必要	不要	連絡先	
31	障害者福祉タクシー助成事業の申請	心身障害者が利用するタクシー料金の一部を助成する申請手続きをパートナーが代理で申請できる		○	福祉総務課（障害福祉係） 0833-74-3001	
32	身体障害者手帳の交付申請	身体障害者手帳交付申請手続きのパートナーによる代理申請ができる		○	福祉総務課（障害福祉係） 0833-74-3001	
33	療育手帳の交付申請	療育手帳交付申請手続きのパートナーによる代理申請ができる		○	福祉総務課（障害福祉係） 0833-74-3001	
34	精神障害者保健福祉手帳の交付申請	精神障害者保健福祉手帳交付申請手続きのパートナーによる代理申請ができる		○	福祉総務課（障害福祉係） 0833-74-3001	
35	重度心身障害者医療の申請	重度心身障害者医療申請手続きのパートナーによる代理申請ができる		○	福祉総務課（障害福祉係） 0833-74-3001	
36	自立支援医療の申請	自立支援医療の申請手続きのパートナーによる代理申請ができる		○	福祉総務課（障害福祉係） 0833-74-3001	
37	障害福祉サービス等の申請	障害福祉サービス等の申請手続きのパートナーによる代理申請ができる		○	福祉総務課（障害福祉係） 0833-74-3001	
38	特別障害者手当の申請	特別障害者手当の申請手続きのパートナーによる代理申請ができる		○	福祉総務課（障害福祉係） 0833-74-3001	
39	重度障害者福祉手当事業の申請	重度障害者福祉手当の申請手続きのパートナーによる代理申請ができる		○	福祉総務課（障害福祉係） 0833-74-3001	
40	日常生活用具給付申請	日常生活用具給付申請手続きのパートナーによる代理申請ができる		○	福祉総務課（障害福祉係） 0833-74-3001	
41	補装具費支給申請	補装具費支給申請手続きのパートナーによる代理申請ができる		○	福祉総務課（障害福祉係） 0833-74-3001	
42	生活保護受給	生活同一世帯の場合、生活保護の受給対象		○	福祉総務課（保護係） 0833-74-3004	
43	生活保護相談	生活保護に関する相談が可能		○	福祉総務課（保護係） 0833-74-3004	
44	国民健康保険関係手続き	国民健康保険関係手続時、同一世帯住所であれば、運転免許証等（写真付本人確認資料）の提示で委任状は不要		○	市民課（国民健康保険係） 0833-72-1426	
45	国民年金関係手続き	パートナーによる手続きができる		○	市民課（年金・高齢者医療係） 0833-72-1428	委任状の提出が必要
46	死亡届の届け出	パートナーによる届出が可能		○	市民課（戸籍住民係） 0833-72-1422	
47	火葬・埋葬許可申請	火葬にかかる火葬場の使用許可申請が可能		○	市民課（戸籍住民係） 0833-72-1422	
48	市営墓地の使用申込	パートナーの焼骨を埋蔵するための使用申請		○	環境政策課（環境保全係） 0833-72-1466	
49	遺骨、遺留品の引渡	市納骨堂に収蔵された遺骨や遺留品を受け取り		○	福祉総務課（保護係） 0833-74-3004	対象となる方は担当課に要確認
50	救急車への同乗	救急車で搬送される際、同乗が可能		○	光地区消防組合消防本部 0833-74-5600	
51	救急隊が行う処置の同意	救急隊が行う処置について説明を受け、同意が可能		○	光地区消防組合消防本部 0833-74-5600	
52	救急搬送証明書の交付	救急車で医療機関に搬送された方やその家族に対して、救急搬送証明書の発行を行っており、パートナーが代理申請をすることができる		○	光地区消防組合消防本部 0833-74-5600	
53	被災者生活再建支援金	パートナーによる代理申請ができる		○	福祉総務課（福祉総務係） 0833-74-3000	
54	災害見舞金の申請	同居するパートナーによる代理申請ができる		○	福祉総務課（福祉総務係） 0833-74-3000	
55	り災証明（火災以外）の届出	自然災害等によって居住する家屋等に被害があったとき、パートナーが代理で届出をすることができる		○	福祉総務課（福祉総務係） 0833-74-3000	
56	り災証明（火災）の届出	火災によってパートナーが居住する家屋等に被害があったとき、パートナーが代理でり災証明の届出が可能		○	光地区消防組合消防本部 0833-74-5600	
57	DV被害者相談	家庭内暴力（DV）に関する相談・支援ができる		○	福祉総務課（保護係） 0833-74-3004	
58	光市犯罪被害者等見舞金支給	パートナーによる遺族見舞金の申請ができる	◎		生活安全課（交通防犯対策係） 0833-72-1451	
59	光市犯罪被害者等生活支援助成金交付	パートナーによる生活支援助成金の申請ができる	◎		生活安全課（交通防犯対策係） 0833-72-1451	